

伐木・抜根材発生情報提供システムのQ & A（工事受注者用）

1. 伐木・抜根材の管理

Q1-1 発生した伐木・抜根材の保管はどのようにしたらよいのでしょうか？

A1-1 発生した伐木・抜根材は樹種・部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断のうえ土砂等を除去して集積し、ロープ等で固定するなどの盗難・飛散対策を行い、周辺的生活環境に悪影響を与えないよう適切に保管してください。
現場内に保管できない場合は、監督職員と協議してください。
また、保管場所には次の内容を表示してください。

工事番号
工 事 名
引渡期間

発生した伐木・抜根材を一般の希望者へ提供しております。
有効利用される方は、三八地域県民局地域整備部のホームページにある
伐木・抜根材の発生情報の内容をご確認いただき、下記までご連絡ください。
三八地域県民局地域整備部のホームページURL

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenmin/ha-kendo/sanpachi_batuboku.html

連絡先

- ・工事受注者
- ・担当者名
- ・電話番号



Q1-2 引取りの申し出が無かった伐木・抜根材はどうしたらよいですか？

A1-2 引取りの申し出が無かった伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど、当初計画のとおり適正に処理してください。

Q1-3 伐木・抜根材の引渡期間はどのくらい確保したらよいですか？

A1-3 引取りの申し出が無く伐木・抜根材全量を契約工期内に処理を完了させる想定で、現場外への搬出を始めなければならない日の前日までの期間を確保してください。
(本システムへの対応を理由とする工期延長は認められません。)
なお、期間確保の検討の結果、引渡期間が十分に確保できないと判断される場合は監督職員と協議してください。

2 . 伐木・抜根材の引渡し

Q2-1 引取希望者からの申し出があった場合、必ず引渡さなければならぬのでしょうか？

A2-1 特別な事由がない限り、引取希望者に引渡してください。

なお、特別な事由としては

1) 工事受注者の作業や負担が増えるような要求が引取希望者から寄せられた場合

例：もっと短く胴切りして欲しい

あらかじめ木割りして欲しい

荷台への積込をして欲しい

現場が稼働していない日に引取りをさせて欲しい

2) 「伐木・抜根材再資源化計画書（様式 - 2）」が提出されない、あるいは、その記載内容の確認が不可能な場合

例：「身元を確認できるもの（運転免許証等）」の提示がなされない

利用用途が明確に示されない

などが挙げられます。

現地において引渡可否の判断ができない場合は、速やかに監督職員に連絡し協議してください。

Q2-2 枝等を含む長さ 1 m 未満の伐木・抜根材も引渡しの対象となるのでしょうか？

A2-2 引渡しの対象となりますので、現地において可能な限り保管してください。

Q2-3 伐木・抜根材の引渡期間外に引取希望者からの申し出があった場合、どのように対応すればよいのでしょうか？

A2-3 （引渡期間開始前）

引渡しする伐木・抜根材は、その現物を見て材質等を確認した引取希望者の選別・選択をもって引取られるため、引渡期間開始前に特定の引取希望者に引渡すことはしないでください。

なお、引取希望者が引渡期間開始前において、事前に伐木・抜根材の材質等を確認することを妨げるものではありませんが、その際は、不測の事態に備え、必ず工事受注者が立ち会うようにしてください。

（引渡期間終了後）

引渡期間終了後における引取希望者からの申し出があった場合においては、基本的にお断りする対応となります。

しかしながら、引取希望者への引渡しによって伐木・抜根材の処理にかかる期間が低減するなど工事受注者にもメリットがある場合においては、本システムの目的に鑑み柔軟に対応していただくようお願いいたします。